

## 矢部川水系渇水調整協議会 調整事項

令和8年9月2日

### 1. 基本方針

- ① 矢部川本川掛かりの農業用水の必要性から、日向神ダムの最低水位以下の底水容量（150万 $\text{m}^3$ ）内にある貯留水がゼロとなった場合は、日向神ダムの底水容量以下の貯留水約50万 $\text{m}^3$ （推定値）を継続して放流する。
- ② 日向神ダムの底水容量以下の貯留水約50万 $\text{m}^3$ （推定値）がなくなった場合は、下流の松瀬ダムの最低水位以下の底水容量（14万 $\text{m}^3$ ）内にある貯留水を放流する。

### 2. 放流方法等

- ① 放流方法については、福岡県において調整を図ることとし、調整が付き次第、協議会各委員に放流の時期及び方法等について連絡するものとする。
- ② 放流量は、関係水利組合の取水調整結果に基づき決定する。

### 3. 対象地域

花宗用水組合、柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合のかんがい地域とする。

### 4. 節水等の努力について

関係三水利組合は、日向神ダム放流量の有効活用に努め、クリーク、筑後川からの導水、花宗溜池と連携し、今後も更なる節水等の努力を行うものとする。